

新公審査答申（個）第81号
令和7年11月10日

新潟市長様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和2年2月13日付け、新民協第324号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和元年6月11日付け新広聴第133号の2により行った非開示決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 個人情報の開示請求

令和元年5月29日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、5月24日の広聴相談課長名の「市長への手紙」の表題「カルテ開示2枚の画像を開示せず後で開示した経緯の説明を求めても答えず」の受信メールで「いただいたお手紙は市長が拝見します。」と記載されているが市長が拝見したことを示すものの開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

令和元年6月11日、実施機関は、個人情報開示請求書受理日時点において、請求にかかる文書を作成していないとして、非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年6月14日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諒問

令和2年2月13日、実施機関は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

「いただいたお手紙は市長が拝見します。」との受信メールを発信した時点で、市長が見ていいなければ、この受信メールは発信できないのではないか。

「市長が拝見します。」の根拠を示すべきで、市長がいつの時点で見たのか、見た内容は何か、それについての指示などを開示しなければならない。受理の時点で回答せずは、病院側の意向なのか。病院側に連絡をとったのか。病院側から回答すべきでないのか。

「市長への手紙」事務取扱要領4には「所属長が回答するものに該当する場合は所属長が回答し、その結果を市長に報告するものとする。」と規定されている。

5月29日の時点で、拝見に至っていないのであれば、決定期間延長通知書により、市長が拝見した時点で、市長が拝見したことを示し、開示しなければならない。市長が拝見すると市が24日に受信メールしているのだから、開示すべきである。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

審査請求人は「市長への手紙」として令和元年5月23日に表題「カルテ開示で2枚の画像を開示せず後で開示した経緯の説明を求めて答えず」のメールを新潟市ホームページ上の「市長への手紙」入力フォームを通じて本市に送信し、「市長への手紙」の所管所属である広聴相談課は同日にこれを受信した。

広聴相談課では、「市長への手紙」をメールで受信した際は、「市長への手紙」を受信したことを差出人にお知らせするため、受信メールを差出人に送信しており、審査請求人に対しても同様に、5月24日にメールにて送信した。

受信メールは「いただいたお手紙は、市長が拝見します。」と記載しており、これは今後市長が拝見するという意味で述べている。個人情報開示請求日である令和元年5月29日時点では、市長は審査請求人からの当該「市長への手紙」を拝見するに至っておらず、請求に係る文書は作成していないため、非開示決定とした。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求受理日時点において、請求にかかる公文書を作成していないとして本件決定を行ったところ、審査請求人から本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

2 本件決定の妥当性について

(1) 審査請求人は、「いただいたお手紙は市長が拝見します。」との受信メールを発

信した時点で、市長が見ていなければ、この受信メールは発信できないのではないかと主張している。

これに対して実施機関は、受信メールの「いただいたお手紙は、市長が拝見します。」は、今後市長が拝見するという意味で述べており、本件請求受理日時点では、市長は審査請求人からの当該「市長への手紙」を拝見するに至らず、本件請求に係る公文書は作成していないため、本件決定としたと主張している。

(2) 当審査会は実施機関に対し、本件請求に係る「市長への手紙」(以下「本件手紙」という。)の事務処理の流れを確認したところ、以下の説明と、「市長への手紙の処理フロー」(以下「処理フロー」という。)の提出があった。

ア 令和元年5月23日、審査請求人からの本件手紙を受理し、処理方針を、①市長名回答、②所管課対応、③参考受理、④区転送のうち、③参考受理として広聴相談課長の専決により決裁をした。

イ 令和元年5月24日、広聴相談課長から審査請求人宛に受信メールを送信した。また、市民病院管理課長宛に、本件手紙について、参考受理につき回答不要とする旨、文書を発出した。

ウ 令和元年6月26日、本件手紙を含む令和元年5月分の「市長への手紙」について、広聴相談課から市長まで供覧した。

(3) 上記(2)で提出のあった処理フローを見分したところ、市長への手紙の受付から市長に供覧するまでの事務処理の流れの記載があり、上記(2)の説明は、処理フローに沿って行われていることが確認できた。

(4) また、当審査会は実施機関に対し、市長への手紙の処理方針を決定する際に、専決権限を有する補助機関及びその根拠規定について確認したところ、市長への手紙の処理方針は、新潟市事務専決規程(以下「専決規程」という。)に基づき、広聴相談課長が専決権限を有することであった。

(5) そこで、当審査会で専決規程を見分したところ、専決規程第3条「専決」に基づき、事務を所管する広聴相談課長は、広聴に関する事項について、市長の指示を受けることなく決定できることが確認できた。

(6) そうすると、受信メールの「市長が拝見します。」とは、今後市長が拝見するという意味で、本件請求受理日時点においては、市長が拝見するに至らないため、請求にかかる文書を作成していないとする実施機関の説明に、特段不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が行った本件決定は妥当である。

3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和 元年 12月 26日	実施機関の諮問書を受理
令和 7年 6月 26日	審査会開催（第1回）
令和 7年 7月 31日	審査会開催（第2回）
令和 7年 8月 26日	審査会開催（第3回）
令和 7年 10月 2日	審査会開催（第4回）
令和 7年 11月 7日	審査会開催（第5回）

(第2部会)

委員 野口祐郁、 委員 今本啓介、 委員 藤瀬竜子